

人間文化研究機構本部情報基盤室設置要項

令和3年12月13日
機構長 裁定
令和6年3月22日改正

(趣旨)

第1条 この要項は、人間文化研究機構組織規程第26条に基づき、人間文化研究機構本部情報基盤室（以下「情報基盤室」という。）に関し必要な事項を定める。

(室長)

第2条 情報基盤室に室長を置く。

2 室長は、人間文化研究機構（以下「機構」という。）の長の命を受け、室の業務を総括する。

3 室長は、情報セキュリティ担当理事をもって充てる。ただし、機構長は必要に応じて、専門的知識及び経験を有する機構職員を充て、又は機構外部の専門家に委嘱するものとする。

(室次長)

第3条 情報基盤室に室次長を置き、事務局総務課長をもって充てる。

2 室次長は、室長の命を受けて情報基盤室の事務を処理する。

(業務)

第4条 情報基盤室は次の業務を行う。

- (1) 機構及び機構本部（以下「機構等」という。）における情報セキュリティ対策の企画立案及び実施に関すること。
- (2) 機構等における業務のデジタル化、事務システムの効率化に係る企画立案及び実施に関すること。
- (3) 所掌事務の調査統計及び報告に関すること。
- (4) その他、機構等の情報セキュリティ及び情報システムに関すること。

(庶務)

第5条 情報基盤室の庶務は、本部事務局総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。